

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一応急仮設住宅の項中「二、六二一、〇〇〇円」を「二、六六〇、〇〇〇円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項中「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一八、三〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「二三、五〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「六三、八〇〇円」を「六四、三〇〇円」に、「五二、六〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「八〇、三〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改め、同欄第二号中「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二一、四〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「五六七、〇〇〇円」を「五七六、〇〇〇円」に改め、同表学用品の給与の項中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒（）」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表埋葬の項中「二〇八、七〇〇円」を「二一〇、四〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一六八、三〇〇円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項中「一三四、三〇〇円」を「一三四、八〇〇円」に改める。

別表第二日当の欄中「二〇、八五〇円」を「二〇、九五〇円」に、「一六、二〇〇円」を「一五、七五〇円」に、「一七、八五〇円」を「一七、七〇〇円」に、「一四、六五〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一七、二五〇円」を「一七、一五〇円」に、「一八、一〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に改める。

「住所

別記様式第十一号中

氏名

⑤を
(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

「住所

氏名

⑥
(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

と改める。

個人番号

別記様式第十二号中「2氏

名」を「2氏

名(個人番号)」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十八年四月十四日から適用する。